

事業系の皆さん、ご協力ください！

古紙はごみとして受取りません

平成20年4月1日から実施しています

古紙は資源です

**事業所から排出される古紙は
リサイクル業者へご相談ください。**

***** 問い合わせ先 *****

**碧南市 (有)高浜メタル
45-2388**

**高浜市 高浜衛生(株)
53-0516**

**安城市 ニチモウ商事(株)
74-1678**

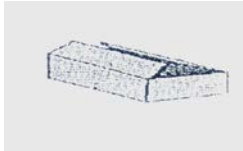
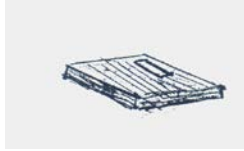
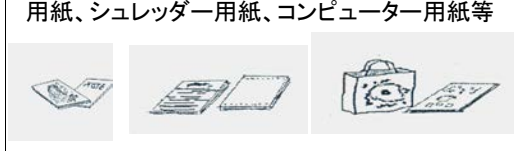

**半田市 (株)宮崎 半田営業所
0569-28-4771**

**福田三商(株)半田営業所
0569-21-1233**

**クリーンセンター衣浦
41-3479**

業者へ搬入するときは・・・

① 種類別に分別しましょう。 古紙は、種類によってリサイクルされるものが違います。必ず、きちんと分別しましょう。

| 1. ダンボール | 2. 新聞紙 | 3. 雑誌・雑紙 | 4. 牛乳パック |
|---|--|---|---|
|  | 新聞紙・折込チラシ  | 週刊誌、本、ノート、メモ用紙、郵便物、封筒、カタログ、パンフレット、紙製手提げ袋、ボール紙包装紙、商品の空き箱、電話帳、コピー用紙、シュレッダー用紙、コンピューター用紙等  |  |

② 古紙に禁忌品を混入しないようにしましょう。 古紙の中に禁忌品が混入すると、リサイクルできなくなります。必ず取り除きましょう。

※禁忌品(きんきひん):リサクル困難物

- 裏カーボン紙
- ワックス加工紙(紙コップなど)
- 金属類 (ファイルの金具、金属クリップなど)
- ラミネート紙(ビニールコート紙、アルミなど)
- 防水加工紙(油紙、ロウ紙)
- 手提げ袋(ビニール付き)
- 紙管
- 写真
- 粘着物(粘着テープ、シールなど)
- プラスチック製品(セロハン、フィルム、ファイルなど)
- 紙以外のもの(布製品、ガラス製品、アルミ箔など)

こんな紙はどうするの？

◆ 機密書類

事前に、リサイクル業者と十分打合せの上、分別を行ってください。

◆ シュレッダー処理紙

リサイクルできます。

注意

リサイクル業者により、分別基準などが異なります。事前に、業者に相談し打合せをしてください。